

生活の心得

1 学習について

- (1) 履修する教科・科目に対しては全力をあげてその目標達成に努めるとともに、自己の進路と能力と個性に応じた効果的学習に心がける。
- (2) 予習復習を励行し疑問・不明な点を残さないようにする。
- (3) 学級の各委員、日直等は常に職員との連絡を密にし、円滑な学習活動が行われるように留意する。

2 出欠等について

- (1) 午前8時40分に出欠確認をする。(鐘が鳴ってからの入室は遅刻)
- (2) 欠席・遅刻・早退・欠課等が前もって明らかな場合には、生徒手帳にて事前に学級担任に届け出る。止むを得ない場合は当日保護者が午前8時30分までに連絡する。
- (3) 保健室で休養する場合は、本人又は級友が学級担任又は関係職員に申し出る。
- (4) 生徒の忌引は次の日数を限度として認められる場合がある。
父母(7日)、祖父母・兄弟姉妹(3日)、伯叔父母・曾祖父母(1日)
- (5) 学校において予防すべき感染症と診断された場合は、必要な期間出席停止となる。

3 登校・下校について

- (1) 登校・下校の際は交通法規をよく守り、市が尾駅一学校間は指定された通学路を通る。
- (2) オートバイ等による通学は禁止する。
- (3) 自転車通学は許可制とし、許可された者は学校に登録する。自転車は校内の所定の場所に置く。
- (4) 原則として午後5時までに下校する。それ以降残る場合は、職員の許可を受ける。(最終下校は午後7時)

4 服装・所持品等について

- (1) 服装規定を守る。ただし、事情により規定の服装ができない場合は、生徒手帳により学級担任に届け出て許可を受ける。
- (2) 体育館シューズは本校指定のものを使用する。
- (3) 生徒手帳と身分証明書は、常に携帯する。
- (4) 必要以上の金品は所持しない。
- (5) 平常の学校生活に不要な物品等の持ち込みは禁止する。
- (6) 頭髪は染色や脱色など加工をしない。

5 校内生活一般について

- (1) 登校後は無断で外出しない。外出しなければならない場合は、生徒手帳により学級担任に届け出て許可を受ける。
- (2) 公共物は大切に取り扱い、つねに整理整頓に留意する。
- (3) 文書等の掲示、印刷物等の配付は必ず関係職員の許可を受ける。
- (4) 学校の建物・備品を使用する場合は、事前に届け出て関係職員の指導と許可を受ける。
- (5) 外部団体又は外部の人と交渉する場合(対外試合を含む)は、事前に関係職員の指導と許可を受ける。

6 校外生活について

- (1) 旅行は、必ず保護者の承諾を得て行うとともに、事前に「旅行届」を学級担任に提出する。
- (2) アルバイトをする場合は、保護者の承諾を得て「アルバイト届」を学級担任に提出する。
- (3) 運転免許証を取得した場合は、「免許取得届」を学級担任に提出する。

服装規定

- (1) 本校指定の制服を着用すること。
- (2) ブレザー左襟に校章をつけること（図参照）。
- (3) 防寒のためブレザーの内側にセーター及びカーディガンを着用することは可とする。
- (4) 防寒や雨対策としてブレザーの上にジャンパー、レインコート、オーバーコートを着用することは可とする。
- (5) 通学靴は革靴や運動靴とする。

(男子)	
ブレザー	本校指定のもの ※変形することは認めない
ズボン	
ネクタイ	
ワイシャツ	襟付きの白色無地のもの
夏期（原則として5月1日から10月31日）は、白色ワイシャツ、又は白色ポロシャツのみの着用を可とする ※セーター及びカーディガンの着用は可とする	
(女子)	
ブレザー	本校指定のもの ※変形することは認めない
スカート又はズボン	
ベスト	本校指定のもの ※変形することは認めない ※ベストの購入及び着用は自由とする
ワイシャツ又はブラウス	襟付きの白色無地のもの
夏期（原則として5月1日から10月31日）は、白色ワイシャツ、白色ブラウス、又は白色ポロシャツのみの着用を可とする ※セーター及びカーディガンの着用は可とする	

